

財務 VOL.70

平成27年度 税制改正大綱

今回は、昨年末に発表がございました「平成27年度税制改正大綱」の中から、開業医の先生方に影響があるものをご紹介します。一度ご確認くださいませ。

1. 法人税率の引き下げ等

平成27年度より、法人税率(25.5%)が**23.9%**に引き下げられるとともに、中小法人の800万円以下の所得に対する**軽減税率(15%)**が**2年間延長**されます。

また、法人事業税(法人事業税所得割・地方法人特別税)についても、標準税率(7.2%)が**平成27年度に6.0%、平成28年度に4.8%**に引き下げられます。

これにより、法人の実質的な税負担割合(法人実効税率)が現行の34.62%から**平成27年度には32.11%、平成28年度には31.33%に低下**することとなります(医療法人は、社会保険収入が法人事業税の計算上非課税となりますので、法人実効税率は当該数値よりも低くなります)。

さらに、平成29年度以降に生じた**繰越欠損金**の繰越期間が**9年から10年に延長**されます。

2. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長及び拡充

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置(平成26年中の贈与の場合、1,000万円を上限に非課税)につき、**平成31年6月まで延長**された上で、下記の通り**非課税限度額**の**上限が増額**されます。

(1) 住宅の消費税率が10%の場合

住宅の取得等の契約の締結期間	良質家屋※	左記以外
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

(2) (1) 以外の場合

住宅の取得等の契約の締結期間	良質家屋※	左記以外
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

※ 良質な住宅用家屋とされるためには、省エネや耐震面等で一定の要件を満たす必要があります。

3. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

平成27年4月～平成31年3月までの間、**20才以上50歳未満のお子様やお孫様**に対する**結婚・子育て資金の贈与**については、**1,000万円(結婚については300万円)を上限に非課税**となります。

※1 **教育資金の一括贈与**の場合には、贈与者が死亡した場合には、**残額は相続税ではなく贈与税の課税対象**となりますが、**結婚・子育て資金の一括贈与**の場合には、**残額は相続税の課税対象**となります。

※2 使われずに残った金額がある場合には、**受贈者が50歳に達した時点で、贈与税の課税対象**となります。

4. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長及び拡充

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置につき、**平成31年3月まで延長**されたうえで、通学のための定期券の購入費用や**留学のための海外渡航費用等**も対象に含まれることとなります。

5. 住宅ローン控除の拡充措置の延長

消費税率引き上げに伴う住宅ローン控除の拡充措置(上限40万円・認定住宅の場合は上限50万円の税額控除)が、**平成31年6月まで延長**されます。

6. NISAの拡充

ジュニアNISA(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)が創設されます。

具体的には、**平成28年以降**、NISAを開設できない**20歳未満の方**でも、上場株式等の譲渡益や配当が**投資金額80万円を上限に非課税**となります。

また、**平成28年以降**、NISAの年間投資上限額(100万円)が**120万円に引き上げ**られます。

7. ふるさと納税の控除限度額の引き上げ等

平成27年以降につき、ふるさと納税の控除限度額(現行:個人住民税所得割の1割)が、**「個人住民税所得割の2割」に引き上げ**られます。

また、**平成27年4月以降**、**確定申告を行う義務がない方**がふるさと納税を行った場合、都道府県又は市町村が控除申請を代行するため、**確定申告が不要**となります。(ふるさと納税ワンストップ特例制度)

8. 消費税率の10%への引き上げの先送り

平成27年10月に予定されていた消費税率の10%への引き上げが、**平成29年4月に先送り**されます(景気判断条項を削除)。

9. 所得拡大促進税制の拡充

所得拡大促進税制につき、**平成28年4月～平成30年3月までの間に開始**する事業年度においては、「雇用者給与等支給増加額/基準雇用者給与等支給額が5%以上」という要件が、**「3%以上」に緩和**されます。